

65 歳以上の方へ

令和 7 年度 安平町介護保険料のお知らせ

町に納めていただく65歳以上の方の今年度の保険料についてお知らせします。介護保険料は、40歳以上の方全員が被保険者となり、介護が必要となったときにみんなで介護を支えるために納めるものです。なお、40歳から64歳以下の方は、健康保険などの医療保険の保険料と併せて介護保険料が徴収されるので、現在加入している健康保険などにお問い合わせください。

■保険料の決め方

65歳以上の方の保険料については、前年の本人および世帯の課税や所得の状況に応じて13段階に分けられています。

※今年度の保険料基準額に改定はありません。

保険料 段階	対 象 者	介護保険料	
		年 額	月 額
第 1 段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下の方	17,780円	1,482円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円を超え、120万円以下の方	30,260円	2,522円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超えた方	42,740円	3,562円
第 4 段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下の方	56,160円	4,680円
第 5 段階 (基準額)	本人が住民税非課税で世帯に住民税が課税されている世帯員がいる方	62,400円	5,200円
第 6 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	74,880円	6,240円
第 7 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上の方	81,120円	6,760円
第 8 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上の方	93,600円	7,800円
第 9 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上の方	106,080円	8,840円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上の方	118,560円	9,880円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上の方	131,040円	10,920円
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上の方	143,520円	11,960円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方	149,760円	12,480円

※第1段階から第3段階の保険料は、低所得者軽減後の保険料となります。

※この保険料段階に基づく令和7年度の介護保険料を納付書でお支払いの方には、6月中（年金から天引きされている方は9月）に個別に通知します。

■保険料の納め方

・特別徴収の方（年金から天引きされている方）

年金の支払い（年6回）の際にあらかじめ差し引かれます。

・普通徴収の方

6月中に町から送付する納付書で納めていただきます。納期内の納付にご協力をお願いします。納期内に納付困難な場合は分割納付も可能ですので、ご相談ください。納期限は下記のとおり。

【1期】6月30日(月) 【2期】9月1日(月) 【3期】10月31日(金) 【4期】令和8年1月5日(月)

問合せ 健康福祉課介護グループ ☎ 7072